

# 申入書

長崎市長 田上富久 殿

平成21年5月28日

〒810-0042

福岡市中央区

法律事務所

弁 護 士

〒850-0033

長崎市万才町

久木野憲司代理人

弁 護 士

## 前略

- 1 先般、長崎市百条委員会は、長崎市に対し、久木野憲司氏（以下、「久木野氏」）を刑事告訴するよう勧告されました。

しかしながら、同百条委員会が、抛り所とする関係者の各証言は、地方自治法が準用する民事訴訟の規定に違反した不当な誘導尋問により得られたものであり、民事上証拠能力がないことはもちろん、より厳格な判断がなされる刑事手続

において、証拠能力がないことは、明らかであります。

久木野氏は、同百条委員会において、不当な誘導尋問をできる限り訂正の上、証言するようにはしておりましたが、久木野氏側からの反対尋問が制度上保障されていない百条委員会では、久木野氏が言い分を述べる機会なく、真実発見が極めて困難な尋問でありました。この点につきましては、他の関係者の尋問も同様であり、真実発見という見地からすると、同百条委員会での証言を鵜呑みにすることは、不当な人権侵害になりかねません。

他の補助金交付案件についても全てを精査し、同様の事案がないか調査の上（補助金返還を回避するための指導を地方公共団体が補助金交付を受けた者にしている案件を当職らは見たことがあります）、他の補助金支給事案も同様の扱いがなされるのでなければ、政治的思惑からの不当な狙い撃ちになります。現状はいわば「魔女狩り」と言わざるを得ません。かかる事態は歴史的汚点であるのみならず、少数派を世の中から排除するための人権侵害以外の何ものでもありません。

- 2 ご存じのとおり、刑事告訴は、それが虚偽のものであった場合には、虚偽告訴罪という犯罪となります。また、民事上、久木野氏に対する名誉毀損や不法行為等の損害賠償の問題にもつながるものであります。

そうすると、刑事告訴をされるのであれば、特に行政機関においてはとりわけ相応の根拠がなければならぬことは当然の事理であります。

前述のとおり、同百条委員会の運営状況に鑑みると、それを刑事告訴の根拠とすることは軽率な判断として非難されることは必至であります。

- 3 以上の次第でありますので、少なくとも久木野氏を刑事告訴するか否か決定される前に、久木野氏の言い分を告訴をする主体である長崎市の代表者である市長に十分に聞いて戴く必要があるものと思料致します。

したがいまして、市長が本事件につきまして何らかのご判断をされます際には、事前に久木野氏が言い分を自由に述べる機会を与えてくださるよう申し入れ致します。

草々